

瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業
管理運営業務委託契約書（案）

収 入
印 紙

- 1 委託業務の名称 瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業における管理運営業務
- 2 業務期間
- (1) 総括管理業務期間 本契約締結の日から
令和21年3月31日まで
(ただし、開館準備業務期間は、契約締結の日から本施設の開館日の前日まで。)
- (2) 維持管理・運営業務期間 本施設の開館日から
令和21年3月31日まで
- 3 業務の対価
- (1) 総括管理業務のうち開館準備業務
(うち消費税及び地方消費税の額)
- (2) 開館後の統括管理、維持管理及び運営業務（指定管理者基本協定に定める指定管理料）
(うち消費税及び地方消費税の額)

上記業務について、瑞浪市（以下「甲」という。）と【管理運営事業者】¹（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本契約に特別に定めるものを除き、本契約上の用語の定義については、甲、乙及び設計事業者間で締結された「瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業基本契約書」及び別表に定めるとおりとする。

¹ 乙が共同企業体となる場合には、必要な修正及び追加を行う想定です。

第1章 総則

第1条（本事業の目的等）

- 1 本事業は、『未来の子どもたちに渡せるまち』を目指す瑞浪駅周辺において、滞在場所の充実やにぎわいの創出等の当該地区が抱える課題と、利用者層の拡大や効率的な施設運営等の総合文化センターが抱える課題の両方を同時に解決するため、瑞浪駅北地区に、図書館や貸室等の中央公民館機能の一部を集約し、新たな機能を追加した瑞浪駅北地区複合公共施設を、官民連携手法によって整備運営することを目的とする事業である。
- 2 本事業は、総括管理業務、維持管理業務、運営業務、設計及び工事監理業務、並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成されるものとする。
- 3 本事業の事業日程は、別紙1のとおりとする。

第2条（本契約の目的等）

- 1 本契約は、本事業を円滑に実施するために、総括管理業務、維持管理業務及び運営業務における、甲及び乙の役割と基本的合意事項について定めるとともに、本業務の実施に際しての条件を定めることを目的とする。
- 2 乙は、本事業が公共性を有することを十分理解し、その趣旨を尊重して本業務を行うものとする。
- 3 甲は、本事業及び本業務が民間事業者の創意工夫により、効率的かつ効果的に実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

第3条（本業務の内容等）

- 1 本業務の対象は以下のとおりとする。
 - (1) 総括管理業務
 - (2) 維持管理業務
 - (3) 運営業務
- 2 本業務の実施場所は、別紙2のとおりとする。

第4条（本業務遂行の指針）

- 1 乙は、募集要項等及び事業者提案等に従って本業務を遂行しなければならない。
- 2 乙は、本契約書（頭書を含む。以下同じ。）と募集要項等及び事業者提案等との間に内容の相違がある場合は本契約の内容を優先する。
- 3 本契約に記載のない事項について、募集要項等及び事業者提案等の書類相互間に内容の相違がある場合には、次の各号に掲げる順序に従って本業務を遂行するものとする。
 - (1) 募集要項等に関する質問及び回答
 - (2) 募集要項等
 - (3) 事業者提案等なお、同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、甲の選択に従うものとする。ただし、第3号の事業者提案等の書類間における内容相違がある場合については、甲は事前に乙と協議したうえで判断するものとする。また、事業者提案等の水準が第1号及び第2号に記載の水準を上回る部分については、事業者提案等の記載が優先する。
- 4 乙は、本業務の遂行にあたっては瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業公募型プロポーザル審査委員会の意見及び甲の要望事項を可能な限り受け入れて尊重するものとする。

第5条（許認可、届出等）

- 1 本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可等は、乙が自己の責任と費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出及び報告についても、乙が自己の責任と

費用負担において作成し、提出するものとする。

- 2 乙は、前項の許認可等の申請に際しては、甲に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による本契約上の義務を履行するために必要な許認可等の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 乙は、甲からの要請がある場合は、甲が本事業を遂行するために必要な許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 5 乙は、許認可等の取得の遅延により増加費用が生じた場合、当該増加費用を負担する。ただし、当該遅延が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲は合理的な範囲で乙に生じた増加費用を負担する。

第6条（暴力団の排除措置）

- 1 甲は、乙に対し、乙の役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を警察に提供することにより、乙の役員等が暴力団等であるかどうかについて意見を聴くことができる。
- 2 甲は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、本事業の実施以外の業務において暴力団等の排除措置を講ずるために利用し、又は他の実施機関（瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月26日条例第20号）第2条第1項に規定する実施機関）に提供することができる。
- 3 乙は、担当業務を第三者（乙の役員、従業員を含む。本条において以下同様とする。）に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、担当業務を第三者に行わせた場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を甲に報告し、当該第三者との契約を解除しなければならない。
- 5 乙は、本業務の実施にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下この項において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を甲に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。乙が担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。
- 6 甲は、乙が、担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、乙に対し、当該第三者との間で契約を締結しないよう、又は、既に当該第三者と契約を締結している場合にあっては、当該契約を解除するよう、求めることができる。

第7条（業務内容の変更等）

- 1 甲は、必要があると認められるときは、本業務の内容を変更し、又は本業務の中止内容を乙に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項の規定により本業務の内容を変更又は本業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、開館準備業務の対価（以下「開館準備業務費」という。）若しくは指定管理料又は開館準備期間若しくは事業期間を変更でき、また、甲の責めに帰すべき事由に基づく変更により乙が本業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、又は乙に損害が生じたときは、合理的な範囲の費用を負担しなければならない。

第8条（損害の処理）

乙は、本業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その事故が甲の責めに帰すべき事由による場合においてはこの限りでない。

第9条（契約上の地位及び権利義務の譲渡等）

乙は、あらかじめ甲の承諾を得た場合を除き、本契約上の地位、及び本契約により生ずる地位、権利又は義務を第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

第10条（一括再委託等の禁止）

- 1 乙は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲に対し、外部委託等の必要性や内容について説明し、甲の承諾を得なければならない。また、乙は、当該第三者が業務の実施に必要な免許及び資格等を有していることを確認しなければならない。
- 3 乙は、甲の事前の承諾に基づき、事業者提案等に定める以外の者に本業務を実施させる場合は、かかる業務を実施する者の商号、住所その他甲が別途定める事項を、甲に事前に通知しなければならない。
- 4 乙は、本業務に関する一切の責任を負担し、乙が、これを第三者に委託した場合、その他本業務に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負う。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由に基づき生じたものについては、甲が負担する。
- 5 甲は、前項に基づき乙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。
- 6 本契約において定める、乙からの委託先又は請負人、その他本業務に関して乙が使用する一切の第三者において甲への協力に関して要した費用は、全て乙の負担とする。

第2章 開館準備業務

第11条（開館準備業務）

- 1 乙は、本施設の運営計画と一体となった設計及び施設整備の支援、本施設開館後の円滑な管理運営業務の実施に向けた必要な準備等の開館準備業務を行う。
- 2 乙は、円滑かつ支障なく本施設の開館後の本業務を遂行できるよう、本施設の開館日までに設計事業者から必要な引継ぎを受けるものとする。なお、当該引継ぎに要する費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、本契約締結後速やかに、甲に対し、要求水準書に従い、本業務についての総括責任者の氏名、経歴、連絡先、その他甲が定める事項を届け出るものとする。乙は、総括責任者を変更するときは、その理由ならびに後任の総括責任者の氏名及び経歴、その他甲が定める事項を記載した書面を事前に甲に提出し、甲の承認を得ることを要する。

第12条（開館・供用開始準備関係書類及び業務報告）

- 1 乙は、要求水準書に従い、開館・供用開始準備関係書類を、甲に提出する。
- 2 乙は、開館準備業務の実施内容の報告として、要求水準書に従い開館準備業務報告書を作成の上、甲に提出する。
- 3 乙は、本条に定める開館準備業務報告書は事業期間の終了時から5年を経過するまで保管する。ただし、法令等において、より長期の保存期間が定められている書類が含まれる場合、当該書類については、その定めに従うものとする。なお、甲は、乙との協議を経たうえで、業務報告書を公表することができる。

第13条（業務水準未達の場合の報告等）

乙は、開館準備業務に関し、業務水準を満たしていない状況が生じ、かつ、これを乙自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに甲に対して報告・説明しなければならない。

第3章 指定管理業務

第14条（指定管理業務）

乙は、本契約及び募集要項等に基づき、以下に掲げる本施設の指定管理業務を実施するものとする。

- (1) 総括管理業務（開業準備業務を除く。）
- (2) 維持管理業務
- (3) 運営業務

第15条（事業計画書の作成）

- 1 乙は、要求水準書に従い、指定管理業務に関する当初の業務年度の事業計画作成書類の案を甲に提出し、甲と協議のうえ確定させる。
- 2 各年度分（ただし、前項に定める当初の業務年度分を除く。）の事業計画作成書類及び業務報告書については、指定管理者基本協定に定める。

第16条（指定管理者の指定等）

- 1 甲は、議会の議決をもって、乙を本施設の指定管理者として指定するものとし、当該指定がなされた場合には、乙は、「瑞浪市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づいて、甲と別紙5記載の内容の指定管理者基本協定を締結するものとする。
- 2 乙は、指定管理業務については、法令等、本契約、募集要項等及び事業者提案等のほか、指定管理者基本協定の定めに従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

第17条（主催事業及び自主事業）

- 1 乙は、当初の業務年度の主催事業及び自主事業に関する企画の案を、別途甲と協議して定めた期限までに甲に提出する。
- 2 指定管理業務開始後の各業務年度分（ただし、前項に定める当初の業務年度分を除く。）の主催事業企画書及び自主事業企画書並びに主催事業事業報告書及び自主事業報告書については、指定管理者基本協定に定める。
- 3 乙は、前2項の主催事業企画書及び自主事業企画書に基づき、主催事業及び自主事業を実施する。
- 4 主催事業及び自主事業による収益は乙の収入とし、乙は主催事業及び自主事業に要する費用を全て負担する。
- 5 主催事業及び自主事業が本業務に支障を与えていると甲が判断した場合、甲は、乙に対し、主催事業及び自主事業の改善又は中止等を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 6 乙は、甲から書面による承諾を得た場合を除き、開館準備期間を除く事業期間にわたり、主催事業及び自主事業を継続しなければならない。

第4章 対価の支払い

第18条（開館準備業務費の支払い）

- 1 甲は乙に対し、開館準備業務費の総額として、金●円を別紙3に従って支払うものとする。
- 2 甲及び乙は、設計及び工事監理業務の変更及び遅延並びに募集要項等の変更を理由として開館準備業務の内容が変更された場合、その変更内容に応じて前項に定める開館準備業務費の総額及び支払方法の見直しを相手方に請求できるものとする（ただし、当該変更が設計事業者の責めに帰すべき事由によるものである場合、乙は上記の請求をすることができない。）。この場合の対価の変更方法等は設計及び工事監理業務委託契約第34条を準用する。

第19条（開館準備業務費の減額）

甲が、開館準備業務について、開館準備業務報告書を踏まえて、業務水準を客観的に満たしていない事項が存在することを確認した場合、甲は、乙に対して支払う開館準備業務費を、業務水準の未達の程度に応じて、減額できるものとする。なお、乙は、甲の判断に対し、意見を述べることができ、甲がこれを合理的であると判断した場合は、減額をせず、又は減額する対価額を変更することができる。

第20条（開館準備業務費の返還）

第12条第2項の業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、甲がこれを乙に対して通知した場合、乙は甲に対して速やかに、当該虚偽記載がなければ甲が前条の規定により減額することができた開館準備業務費に、甲による支払日以降、乙による返還日までの遅延日数に応じ、本契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法に基づく率」という。）を乗じて計算した遅延損害金を付加して、返還しなければならない。

第21条（指定管理料）

- 1 甲は、指定管理業務の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。なお、指定管理料の算定及び改定方法については、指定管理者基本協定に定めるとおりとする。
- 2 前項にかかわらず、甲及び乙は、指定管理業務のうち、指定管理料の支払い対象となる業務の対価及び対価の支払い方法等については、指定管理者基本協定及び指定管理年度協定により変更される可能性があり、当該協定の定めが優先することを確認する。
- 3 甲及び乙は、設計及び工事監理業務の変更及び遅延並びに募集要項等の変更を理由として指定管理業務の内容が変更された場合、その変更内容に応じて第1項に定める指定管理料の総額及び支払方法の見直しを相手方に請求できるものとする（ただし、当該変更が設計事業者の責めに帰すべき事由によるものである場合、乙は上記の請求をすることができない。）。この場合の対価の変更方法等は設計及び工事監理業務委託契約第34条を準用する。

第5章 不可抗力及び法令改正等

第22条（不可抗力）

- 1 甲及び乙は、本契約の締結日後に不可抗力により、本契約に基づく自己の債務を本契約どおりに履行することができなくなった場合には、その内容の詳細を直ちに相手方に書面で通知し、当該債務が不可抗力により履行不能であるとの相手方の確認を得るものと

する。この場合において、当該通知を受けた相手方は、速やかに確認結果を書面で通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の規定による履行が不能であるとの通知を受けた場合、当該不可抗力に対応するために速やかに協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から90日以内に協議が調わない場合は、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従うものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に規定する場合において、相手方から履行不能の確認通知を受けたときは、当該履行不能の債務について本契約に基づく履行期日における履行義務を免れ、同時に当該義務に対応する対価の支払請求権も消滅するものとする。ただし、甲及び乙は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努めなければならない。

第23条（事業期間における不可抗力による増加費用及び損害の取扱い）

- 1 不可抗力により、開館準備業務につき乙に生じた増加費用及び損害の負担は、別紙4に従うものとし、甲は、支払時期等の負担方法については乙と協議する。
- 2 開館準備期間を除く事業期間における不可抗力による増加費用及び損害の取扱いは指定管理者基本協定に定める。

第24条（不可抗力による解除等）

- 1 甲は、不可抗力により本契約の履行ができなくなったと認める場合には、乙と協議のうえ、本契約を変更し又は本契約を解除することができる。
- 2 前項の定めにより本契約が解除された場合、既に甲及び乙の双方が履行済みの部分については本契約の解除の影響を受けないものとし、甲は、乙に対し、本業務の履行済みの部分に対する対価を解除前の支払いスケジュールどおりに支払い、その余の対価の支払いは免れる。

第25条（法令改正等）

- 1 甲及び乙は、本契約の締結日後に法令改正等により、本契約に基づく自己の債務を本契約どおりに履行することができなくなった場合には、その内容の詳細を直ちに相手方に書面で通知し、当該債務が履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。この場合において、当該通知を受けた相手方は、速やかに確認結果を書面で通知するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の規定による履行が不能であるとの通知を受けた場合、当該法令改正等に対応するために速やかに協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、法令改正等が生じた日から90日以内に協議が調わない場合は、甲が法令改正等に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従うものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に規定する場合において、相手方から履行不能の確認通知を受けたときは、当該履行不能な債務について本契約に基づく履行期日における履行義務を免れ、同時に当該義務に対応する対価の支払請求権も消滅するものとする。ただし、甲及び乙は、法令改正等により相手方に発生する損害を最小限にするように努めなければならない。

第26条（法令改正等による増加費用及び損害の取扱い）

本事業に直接関係する法令改正等によって、乙に追加費用又は損害が生ずる場合、甲は、合理的な範囲内でこれを負担するものとし、支払時期等の負担方法については乙と協議する。この場合、乙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。なお、本事業に直接関係する法令改正等以外の法令改正による乙の追加費用又は損害については乙の負担とする。

第27条（法令改正等による解除等）

- 1 甲は、法令改正等により本契約の履行ができなくなったと認める場合には、乙と協議のうえ、本契約を変更し又は本契約を解除することができる。
- 2 前項により本契約が解除される場合の措置については、第24条第2項を準用する。

第6章 契約の終了

第28条（甲による任意解除）

- 1 甲は、乙に対して、特段の理由を有することなく本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 第31条第4項及び第5項は、本条に基づく解除に準用する。

第29条（甲による契約解除）

- 1 甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、何らの催告なく、本契約を解除することができる。
 - (1) 支払の停止、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続の申立てがあったとき又は任意整理等の手続が着手されたとき若しくはそのおそれがあるとき。
 - (2) 乙が振り出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。
 - (3) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて1か月以上滞納金の支払がなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。
 - (4) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して30日間（乙が書面をもって説明し、甲が認めた場合にあっては、相当の期間）以上、本業務を行わなかったとき。
 - (5) 乙が本契約の履行に必要な資格を喪失する等、乙の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。
 - (6) 理由の如何を問わず、乙が、第16条に定める本施設の指定管理者として指定されなかったとき。
 - (7) 理由の如何を問わず、本施設に関する地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者としての地位を乙が喪失したとき。
 - (8) 理由の如何を問わず、指定管理者基本協定が終了したとき。
 - (9) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると甲が認めるべき相当の理由があるとき。
 - (10) 第9条の規定に違反して本業務の対価にかかる債権を譲渡したとき。
 - (11) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (12) 本業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (13) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が次項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (14) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に管理運営業務の対価にかかる債権を譲渡したとき。
 - (15) 第31条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

- (16) 乙が次のいずれかに該当するとき。
- (ア) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (キ) 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号に掲げる事由に該当するときは、乙に対し、相当の期間を定めて催告したうえで、本契約を解除することができる。
- (1) 乙が、開館準備業務に着手すべき期日を過ぎても開館準備業務に着手せず、相当の期間を定めて甲が理由の説明を求めても当該遅延について乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき。
 - (2) 乙において、開館準備業務に関して業務水準を客観的に満たしていない事項が確認され甲からは是正の指示を受けたにもかかわらず、是正の指示があった日から3か月以上経過してもなお是正の指示の対象となった事項が是正されないとき。
 - (3) 乙が、開館準備業務に関する業務報告書の重要な事項について虚偽記載を行い、かつ第20条に定める開館準備業務費の返還を行わなかったとき。
その他、乙が本契約又は本契約に基づく合意した条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 3 甲は、乙が、本選定手続又は本契約に関し、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (3) 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、乙が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、本事業に関し、独

- 占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者の選定が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 4 第1項及び第2項に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第1項及び第2項の規定による契約の解除をすることができない。

第30条（開館準備期間中の甲による契約解除に伴う違約金）

- 1 乙は、開館準備期間中に、前条の規定により本契約が全部解除された場合、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合には、開館準備業務費の10%相当額の違約金を支払うものとする。ただし、甲は、甲が被った損害の額が、甲が支払を受けた違約金の額を超過する場合には、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができるものとする。
- 2 開館準備期間中に、前条第3項の各号に掲げる事由に該当することが判明した場合には、乙は、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、前項に従って同項記載の違約金及び損害賠償金を甲に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、本契約に基づく乙の履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 前条第1項第6号ないし8号に掲げる事由に該当する場合で、乙に帰責性がない場合は、乙は本条による違約金等の支払義務を負担しない。
- 5 開館準備期間中に、次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったものとみなして第1項及び第2項を準用する。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 6 本契約が開館準備期間を除く事業期間中に、前条の規定により本契約が解除された場合の違約金については指定管理者基本協定に定める。

第31条（乙による契約解除）

- 1 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 第7条の規定により本業務の内容を変更したため、開館準備業務費及び指定管理料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第7条の規定による本業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、

なおその中止が解除されないとき。

- 2 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日後、60日を経過しても、なお甲が当該支払いを行わないときは、乙は甲に改めて書面により本契約を終了する旨の通知を行い、本契約を終了させることができる。この場合、甲は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法に基づく率を乗じて計算した遅延損害金を付して支払う。
- 3 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、本契約上の重要な義務に違反し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日後、60日を経過しても、なお甲が当該義務の違反を是正しないときは、乙は甲に改めて書面により本契約を終了する旨の通知を行い、本契約を終了させることができる。
- 4 前2項の規定に基づき本契約が終了した場合、甲は、乙に対し、本契約の終了により乙が被った損害を合理的な範囲内で賠償する。
- 5 第1項ないし第3項に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、第1項ないし第3項の規定による契約の解除をすることができない。

第32条（解除に伴う措置）

- 1 理由の如何を問わず本契約が本業務の完了前に解除された場合において、本契約のうち既に甲及び乙がそれぞれ履行済みの部分については解除することができず、甲は、乙に対し、本業務のうち、履行済みの業務に相当する対価を本契約の解除前の支払いスケジュールどおりに支払うものとし、甲は、その余の対価の支払義務を免れる。なお、この場合、甲は、乙に対する対価の支払債務と乙に対して有する違約金請求権及び、損害賠償支払請求権を対当額にて相殺することができる。また、この場合、乙は、各業務について甲に対し引継ぎを行わなければならない。
- 2 乙は、本契約に基づき解除の対象となった業務について既に甲から受領した対価がある場合には、これに受領日から支払済までの遅延日数に応じ、支払遅延防止法に基づく率を乗じて計算した遅延損害金を付して直ちに甲に返還するものとする。
- 3 乙は、本条の規定により本契約が解除された場合において、事業実施場所等に乙が所有又は管理する物件、第三者の所有又は管理するこれらの物件がある場合には、当該物件の処置について甲の指示に従わなければならない。
- 4 甲は、前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき甲の指示に従わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、事業実施場所を原状回復し又は片付けその他適当な処置を行うことができるものとする。この場合において、乙は、甲の処置について異議を申し立てることができず、また、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

第7章 設計及び工事監理業務委託契約、建設工事請負契約が解除された場合の扱い等

第33条（設計及び工事監理業務委託契約、建設工事請負契約が解除された場合の扱い）

- 1 設計業務期間中に設計及び工事監理業務委託契約が解除された場合、本契約は解除され、本事業も終了するものとする。
- 2 工事監理業務委託期間中に設計及び工事監理業務委託契約又は建設工事請負契約が解除された場合、甲と乙は、本業務の業務日程及び対価等について、協議するものとする。

第34条（設計及び工事監理業務又は建設業務の不履行の場合の取扱い）

- 1 設計事業者による設計及び工事監理業務委託契約の不履行により、乙の本業務の履行

に関し、追加費用又は損害が生じた場合は、かかる追加費用又は損害は乙の負担とする。ただし、乙が設計事業者に対して当該追加費用及び損害を直接請求することは妨げられない。

- 2 建設事業者による建設工事請負契約の不履行により、乙の本業務の履行に関し、追加費用又は損害が生じた場合は、かかる追加費用及び損害は甲が合理的な範囲内で負担する。なおこの場合、甲は、乙に生じた追加費用又は損害を、建設事業者から、直接、乙に支払わせることができるものとする。
- 3 設計期間及び工事監理業務委託期間における甲の責めに帰すべき事由（建設事業者の選定にかかる入札手続の不調も含む。）により、乙の本業務の履行に関し、追加費用又は損害が生じた場合は、かかる追加費用及び損害は甲が合理的な範囲内で負担する。

第8章 雑則

第35条（協議）

甲及び乙は、必要と認める場合には、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、相手方に対して協議を求めることができるものとする。

第36条（公租公課の負担）

本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。甲は、乙に対して対価及びこれに対する消費税等を支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課について本契約に別段の定めある場合を除き負担しないものとする。

第37条（文書の保管・保存及び情報公開）

- 1 乙は、本業務を実施するにあたり作成し、又は取得した文書（以下「対象文書」という。）を適正に管理し、保存しなければならない。
- 2 対象文書の範囲及び保存期間については、乙と協議の上、甲が定める。
- 3 甲は、対象文書について、瑞浪市情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、乙に対し、当該文書を提出するよう求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

第38条（遅延損害金）

甲又は乙が、本契約の各条項に基づき支払うべき、相手方に対して支払う金員を所定の期日までに支払わないときは、未払額につき、支払期日の翌日から支払済までの日数に応じ、支払遅延防止法に基づく率を乗じて計算した遅延損害金として支払わなければならない。

第39条（特許権等の使用）

- 1 乙は、本業務の遂行にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている方法等を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、当該使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを過失なくして知らなかったため甲にその旨を指摘できなかった場合は、この限りでない。
- 2 乙は、本契約の終了後、甲が本施設の管理運営を継続して行くにあたって必要な第三者の権利を無償で使用するができるようにしなければならない。

第40条（著作権の譲渡等）

乙は、本業務に関し甲に引き渡す成果物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当するときは、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該成果物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。

第41条（著作者人格権の制限）

- 1 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において乙は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
 - (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 本施設の維持管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を甲が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲の委任した第三者をして、複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 2 甲が著作権を行使するときは、乙は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

第42条（著作権の侵害の防止）

- 1 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。
- 2 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第43条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方及び本事業に係る秘密を自己の代理人（第10条第2項に基づく委託先又は請負人を含む。）、コンサルタント、融資機関以外の第三者に漏えいし、かかる秘密が記載された秘密文書等を滅失、毀損又は改ざんしてはならず、また、秘密及び秘密文書等を本契約等の履行以外の目的に使用してはならない。
- 2 甲及び乙は、自己の代理人及びコンサルタントをして、前項に違反させないようにしなければならない。

第44条（個人情報の保護）

- 1 乙は、委託業務における個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により必要な措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。本契約が終了した後においても同様とする。
 - (2) 乙は、個人情報の改ざん及び滅失を防止する措置を講じること。
 - (3) 乙は、甲の書面による承認がない限り、第三者に個人情報の取扱いの再委託又は下請けをさせないこと。
 - (4) 乙は、個人情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。本契約が終了した後においても同様とする。
 - (5) 乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合を除き、個人情報を複写し、又は複製し

ないこと。

- (6) 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損その他の個人情報の適切な管理に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合（当該支障が生じるおそれがあると甲が認めることにつき相当な理由がある場合を含む。）は、直ちにその状況を甲に報告し、甲の指示を受け、これに従うこと。
- (7) 乙は、個人情報記録された媒体を、本業務の終了後、甲と協議の上直ちに甲に返却し、又は社会通念上確実な方法による廃棄若しくは消去をすること。
- (8) 乙は、個人情報記録された媒体の搬送において、社会通念上安全が確保された措置を講じること。
- (9) 甲は、乙の個人情報の管理状況が不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従うこと。
- (10) 前各号に掲げる事項に乙が違反した場合は、甲は本契約を解除できるものとし、乙は甲に生じた損害を賠償すること。

第45条（不当介入の場合の報告書の提出等）

- 1 乙は、暴力団等による暴力、脅迫及びこれらに類する手段の行使を受けたとき、又は暴力的手段の行使による要求を受けたときその他の不当な介入（以下「不当介入」という。）があったときは、これを拒否するとともに、速やかに甲及び所轄の警察署に対して報告書を提出しなければならない。
- 2 乙は、暴力団等による不当介入により被害を受けたときは、直ちに甲に対し報告するとともに、速やかに所轄の警察署に対して被害届を提出しなければならない。
- 3 甲及び乙は、暴力団等による不当介入により本契約の適正な履行が阻害されるおそれのあるときは、双方協議のうえ、事業期間を延長し、又は履行の内容を変更することができる。

第46条（指示等及び協議の書面主義）

- 1 本契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、原則として、書面により行わなければならない。ただし、法令等に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、本契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

第47条（その他）

- 1 本契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 2 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 3 本契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 4 本契約及び募集要項等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 5 本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈される。

第48条（管轄裁判所）

本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、岐阜地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第49条（規定外の事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、誠実に協議のうえで、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 岐阜県瑞浪市上平町1番1号

瑞浪市長

印

乙 住所

商号又は名称

代表者

印

別紙 1 （事業日程）

本業務委託の期間	本契約の締結日から令和21年 3 月31日まで
開館準備期間	本契約の締結日から本施設開館日の前日まで
設計業務期間	設計及び工事監理業務委託契約の締結日から 令和 8 年12月31日まで
工事監理業務委託期間	建設工事請負契約の締結日から令和10年11月 30日まで
建設工事期間	建設工事請負契約の締結日から本施設の引渡 日まで
本施設の開館日（予定）	令和11年 3 月
維持管理・運營業務期間	本施設の開館日から令和21年 3 月31日まで

甲と乙との協議等により、上記日程が変更された場合は修正する。

別紙 2（業務実施場所）

瑞浪駅北地区複合公共施設（所在地：岐阜県瑞浪市寺河戸町地内）

※詳細は要求水準書に示すとおり

別紙3（開館準備業務費）

1 開館準備業務に関する支払金額及びその内訳

契約金額（開館準備業務費の総額） 金 【 】 円

ただし、契約金額、内訳、各期の支払金額及び支払時期は、本契約に基づく甲及び乙による協議、消費税等の改定により変更することがある。

（内訳）

開館準備業務費	【 】 円
開館準備業務費（消費税及び地方消費税込み）	【 】 円
うち開館準備業務費に係る消費税及び地方消費税	（【 】 円 ）

2 支払金額並びにその内訳、支払方法

開館準備期間

支払時期	各期の支払総額		
		開館準備業務費 （消費税及び地方 消費税を除く）	開館準備業務費に 係る消費税及び地 方消費税
令和9年5月 ¹⁾	円	円	円
令和10年5月	円	円	円
令和11年5月	円	円	円

1) 開館準備業務費のうち本契約締結の日より令和9年3月まで

別紙 4（開館準備期間における不可抗力による追加費用又は損害の負担割合）

一業務年度内に乙に発生した合理的な範囲内の追加費用又は損害の累積額のうち、当該年度の開館準備業務費（消費税等の税率は当該対価の支払時の税率とする。以下同じ。）の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。また、一業務年度内に不可抗力に該当する複数の事由が発生し、各事由について、乙に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計したうえで、当該年度の開館準備業務費の合計額の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。

別紙 5（指定管理者基本協定書案）

別表 定義（五十音順）

1. 「維持管理業務」とは、乙が、事業者提案等、本契約及び指定管理者基本協定に基づいて、本施設開館日以降に実施する本施設の維持管理業務をいう。
2. 「運営業務」とは、乙が、事業者提案等、本契約及び指定管理者基本協定に基づいて、本施設開館日以降に実施する本施設の運営業務をいう。
3. 「開館準備業務期間」とは、開館準備業務が行われる期間をいい、本契約の締結日から本施設開館日の前日までをいう。
4. 「開館準備業務」とは、総括管理業務のうち、乙が、募集要項等、事業者提案等及び本契約に基づいて、本契約の締結日から本施設開館日の前日までに実施する開館準備業務をいう。
5. 「業務水準」とは、募集要項等、事業者提案等、その他本契約に基づいて作成される一切の文書に記載されている内容及び水準並びに本業務の履行に関してなされた甲及び乙間の一切の合意における内容及び水準を満たす内容及び水準をいう。
6. 「業務年度」とは、原則として、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、最初の業務年度は、本契約締結日からその翌年の3月31日に終了する期間をいう。
7. 「許認可等」とは、乙において本業務を遂行するに必要な免許、許可、認可、登録又は届出等をいう。
8. 「建設事業者」とは、本施設の建設業務の請負人として選定される企業をいう。
9. 「事業期間」とは、本契約締結日から令和21年3月31日（令和21年3月31日までに本契約の定めに基づいて、本契約が終了した場合には、本契約が終了した日）までの期間をいう。
10. 「事業者提案等」とは、優先交渉権者が募集要項等の規定に従い甲に対して提出した本業務に関する事業者提案書類、その詳細を確認するために甲が優先交渉権者又は乙に対し行った照会に対する優先交渉権者又は乙の回答並びに本契約の調印日までに当該事業者提案書類を詳細に説明する目的で優先交渉権者又は乙が作成して甲に提出した事業者提案補足書類その他一切の説明・補足文書をいう。
11. 「自主事業」とは、乙が、募集要項等及び事業者提案等に基づき、本施設の諸室を利用して、乙の責任で行う独立採算事業であって、市民サービスの向上を実現するため、これまでの実績、ノウハウを活かした提案に基づき行うものをいう。
12. 「指定管理者基本協定」とは、甲及び乙の間で締結される瑞浪駅北口複合公共施設の指定管理者による管理運営に関する基本協定書に基づく協定をいう。
13. 「指定管理業務」とは、本業務のうち、本施設の開館後の事業期間に実施される業務をいう。
14. 「指定管理年度協定」とは、甲及び乙が、指定管理者基本協定に基づき、各業務年度の初日に、各業務年度の指定管理業務の細目に関して、締結する協定をいう。

15. 「指定管理料」とは、各業務年度の指定管理年度協定において定められる金額をいう。
16. 「主催事業」とは、乙が、募集要項等及び事業者提案等に基づき、本施設の諸室を利用して、乙の責任で行う独立採算事業であって、本施設の諸室を利用して、本施設の設置目的や甲の方針に基づき乙が企画立案した上で行うものをいう。
17. 「設計事業者」とは、本施設の設計及び工事監理業務を受託する企業をいう。
18. 「総括管理業務」とは、乙が、事業者提案等、本契約及び指定管理者基本協定に基づいて、事業期間中に実施する総括管理業務をいう。
19. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷、火災、感染症、疫病その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な事象であって、甲又は乙のいずれの責めにも帰すべきでないもの（ただし、募集要項等で基準を定めているものにあつては当該基準を超えるものに限る。）をいう。
20. 「法令改正等」とは、法律、政令、条例、規則又は要綱その他これに類するものの制定又は改正をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含む。
21. 「募集要項等」とは、募集要項（令和7年4月1日に公表された募集要項〔その後の補足を含む。〕）、これに添付される公表資料及び参考資料、要求水準書及びこれらに関連して甲が追加で提示する資料をいう。
22. 「募集要項等に関する質問及び回答」とは、募集要項等に関して提出された質問書を基に、甲が作成した令和●年●月●日付「瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業 募集要項等に関する質問及び回答」、●及び●をいう。
23. 「本業務」とは、総括管理業務、維持管理業務及び運営業務をいう。
24. 「本事業」とは、瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業をいう。
25. 「本事業に直接関係する法令改正等」とは、特に本事業と類似の事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令改正等を意味し、本事業に直接関係する新税の成立、消費税及び地方消費税の税率変更も含まれるが、これに該当しない法人税やその他の税制変更及び乙に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。
26. 「本施設」とは、地方自治法第244条に定める公の施設として設置予定の瑞浪駅北地区複合公共施設、その他本施設等の業務の用に供することを主たる目的とした付属工作物、その他甲と乙の合意により本施設に設置される有体物をいう。
27. 「優先交渉権者」とは、令和7年4月1日付「瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業募集要項」に従い選定された優先交渉権者グループをいう。
28. 「要求水準書」とは、令和7年4月1日に公表された要求水準書（その後の補足を含む。）をいう。